平成29年度　オープンデータ基礎研修　テキスト

～ オープンデータって何？ ～

オープンデータ基礎について

平成29年12月25日



海南市総務部管財情報課情報システム係

Q　オープンデータって何？

A　オープンデータとは「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」と定義されています。

　①コンピュータのデータ

　②商用も含め、二次利用(複製や改変など)を許可

つまり・・・

以上の２点を満たした状態で公開されていれば、それのデータは、「オープンデータ」≒「フリー素材」と言えます。

Q　オープンデータにすべきでない情報の例は？

A　「個人情報」や「公開することで明らかに第三者が不利益を被る情報」はオープンデータにすべきではありません。

　上記も含め、情報公開制度における「不開示情報」に定められているものはオープンデータ化できません。

公開できない情報

①個人情報、②第三者が不利益を被る情報、③不開示情報

つまり・・・

公開できない情報以外であれば、そのデータは公開できます。

公開できるデータと公開できないデータとの区別が重要です。

Q　公開したデータはどのように使われるのか？

A　例えば、データをグラフにしたり、住所地を地図上に表示するアプリケーションが作られています。（このテキストも福島県会津若松市が公開しているQ＆Aを加工して作成しました。）

　また、今後の技術革新や時代の変化とともに、今は想像もできない新しい発想やサービスが生まれる可能性もあります。

①データの活用方法や可能性は、利用者が考える。

②行政の役割は「オープンデータを公開すること」まで。

つまり・・・

活用方法や可能性について深く考えこまないようにしましょう。

Q　意味のないデータも公開するの？

A　一見意味がないと思われるデータでも、加工したり、他のデータと組み合わせることによって様々な価値を生み出すことができます。

　データの価値や意味は、データを出す側（行政側）が判断するものではなく、利用者自身が判断してくれます。

つまり・・・

①どんなデータでも公開するだけで意味がある。

②データの内容や種類が多い方が、より可能性が広がる。

③公開可能な情報は、できるだけ多く公開した方がよい。

Q　具体的には、どんな情報を公開すればいいのか？

A　特に決まりはないですが、一例は次のとおりです。

|  |
| --- |
| AED設置箇所一覧・介護サービス施設一覧・医療機関一覧・文化財一覧・観光施設一覧・イベント一覧・公衆無線LANアクセスポイント一覧・公衆トイレ一覧・消防水利施設一覧・指定緊急避難場所一覧・駅、停留所等一覧・地域、年齢別人口・公共施設一覧・子育て施設一覧・オープンデータ一覧（内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室・推奨データセットより） |

ホームページに掲載されているデータの中には、二次利用を許可すれば、すぐにオープンデータになるものもあります。

また、写真などの画像データは見栄えしますので、積極的に公開していきたいと考えています。

なお、このテキストもオープンデータとして公開します。

研修は以上で終了です。

ご清聴ありがとうございました。

|  |
| --- |
| 今後ともオープンデータの円滑な収集、公開業務にご協力くださいますよう、よろしくお願いします。 |

総務部管財情報課